

第4回 湯浅町水道料金等審議会 議事録

日時 令和4年8月27日(土)

10:00～11:00

場所 湯浅えき蔵 地域交流センター

出席者：委員 14名

欠席者：委員 1名

事務局：(町)水道事務所 2名 総務課 1名 ほか

傍聴者：なし

(会次第)

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 審 議
 - (1) 水道料金改定案の確認について
 - (2) 答申書(案)について
 - (3) 住民説明会の開催及びパブリックコメントの実施について
4. その他
5. 閉 会

1. 開 会

事務局より資料の確認。

2. 会長あいさつ

会長より挨拶。

3. 審 議

事務局より「水道料金改定案の確認」及び「答申書(案)」について説明
(質疑応答)

委員との修正点や質疑等のやりとりの要旨は下記のとおり。

(質疑) 「答申書(案)」の付帯意見の(3)で「わかりやすい資料の作成や、丁寧な説明等、きめ細かな対応」とあるが、具体的に「広報誌」や各地区で「住民説明会」を開くなど決めていますか。

(回答) この後で詳しく、住民説明会の開催について説明させていただきます。

(質疑) 「答申書(案)」について、この案で出していく場合、以下の点を変更する必要があるのではないのでしょうか。

- ① 審議会のメンバーの大半がこれに賛成した等の文言を最初に入れる必要があるのではないのでしょうか。
- ② 「審議会開催中に地震等大規模災害の発生時」とありますが、「地震、気候変動による河川氾濫等」のように、湯浅町は河川がある地域であり、河川氾濫による水道の停止が考えられますので、河川氾濫も併記する必要があるのではないのでしょうか。
- ③ 「ただし、湯屋用料金及び臨時用料金については、全国的に採用を継続している事業体も多く」という文面に「全国的に用途別の採用を継続している」という標記の方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(質疑) 答申は町長に対して出すもので、当然、委員全員の同意を得たものを作成していくべきで、反対の意見があれば、議論を行い審議会としての結論を出す役割ではないかと思えます。

審議会の決定内容で審議会として、進んでほしいのですが最終決定は町長となります。

答申としては、審議会としては議論した中で、これでいきたいと思いますという案を作成すべきであるのであり、審議委員全員の総意として決定事項をまとめるべきだと思います。

答申案を出すということは、審議事項への回答がまとまったものとして提出すべきです。

(回答) 質疑に対して、以下のとおり回答します。

- ① 町長に渡す際に口頭で説明する予定でしたが、ホームページ等で公表する必要がありますので、答申案は当審議委員全員の賛同を得たものとしてとりまとめ、その旨を答申案に追加します。
具体的には「当審議委員全員の賛同を得て、」という文言を追加させていただきます。
- ② 「審議会開催中に地震や風水害に対する大規模災害の発生時」に文言を変更します。
- ③ 用途別から口径別に変更するのですが、湯屋用と臨時用の料金については（口径別で）全国的に（特別料金として）継続しているところが多いという意味合いで記載しています。

(質疑) 約30%の収益増加が必要のうち、20%を料金値上げ、10%を町行政の負担や国の補助等で賄うこととなりますが、10%のうち国の補助がどの割合になるか具体的な案等がありますか。

(質疑) 水道料金が上がるのは、将来にわたって水道水を届けていくためには仕方ないですが、(コロナ禍などで)収入が著しく減った方もいます。具体的に一人世帯の方への水道料金の配慮は答申案に載せるべきなのか、住民説明会の際に説明資料がつくのかどのようにお考えでしょうか。

具体的には答申書(案)の付帯意見(1)使用者への配慮に「段階的に改定」と書かれているのがそのことを指しているのでしょうか。

(回答) 使用者への配慮ですが、一人世帯など具体的な例は入れていませんが、段階的な改定について、基本的には使用者の方全員に激変緩和措置として軽減策を、町当局と協議しました。最後に説明する予定でしたが、審議会から激変緩和に配慮してくださいと町へ要望という形で、答申書(案)に記載しています。答申書(案)には、具体的な対策は審議会からの要望になり具体的に書くわけにいかないため、記載していません。住民説明会の際に資料など作成予定です。

(質疑) 湯浅町主体で進んでいますが、広川町の町長と話をされているのか。

(回答) 広川町の方とも協議させて頂いています。広川町とは上水道の会社から湯浅町に移管した時に、広川町内の管路を更新していく際の事業費について広川町も一部負担を行うことを協定しています。しかし、い

くら等具体的に決めてはいなかったため、今年協議をして、広川町に事業費の15%を負担して頂くことで協定を結び直しました。

質疑内容を反映した答申書(案)を配布し、審議会委員全員に確認頂き答申書案の内容について同意を得た。

4. その他

(住民説明会資料(案)について事務局から説明)

「水道料金改定 住民説明会 説明資料」と書かれたA3の資料をご確認ください。

作成している途中ではありますが、住民説明会用資料として作成しました、内容の全てを載せることができるわけでないので、要点をまとめています。住民説明会に参加した方全員に配布し、説明を行う予定です。

「住民への周知について」という資料について、住民説明会の開催案として作成しました。回数としては全6回行う予定です。詳細は資料を参照お願い致します。住民説明会の日程については、広報、チラシ、HPで周知する予定です。広報や閲覧が届くまでの時間がありますので、日程を後ろにずらす予定です。同時にパブリックコメントを実施したいと考えています。期間については令和4年10月1日から10月31日までの1ヶ月間を予定しています。実施方法としては、湯浅町ホームページがメインになるかと思えます。大口需要者への個別対応も実施します。料金改定の内容を説明に伺います。

スケジュールになりますが、この審議会終了後、答申ですが、8月30日に北村会長、岡本副会長より町長へ答申を提出して頂くことに決まりました。その後10月を中心に住民説明会の開催、パブリックコメントを行い、順調にいけば3月議会にて給水条例の改正を上程していきたいと考えています。

令和5年4月から令和6年3月までは住民周知期間としまして、料金を1年間据え置きたいと考えています。これにつきましては、コロナ減免がこの9月に終了するということもあり、一度料金が上がる感覚になるかと思えますので、1年据え置くことを考えています。その後、令和6年4月に料金改定を行いたいと考えていますが、令和6年9月までの6ヶ月間は改正した料金の基本料金の50%を使用者全員に対して減額していきたいと考えています。これは先ほどありました段階的な料金の改定と、公平性のある軽減対策を町と検討した結果となります。

現在高齢者世帯の65歳以上の一人暮らし、非課税の方に基本料金全額免除という施策をしています。これにつきましては、継続して頂けるよう担当課にお願いしています。

答申案にも出てきますが、一般会計の繰入れにつきまして町当局と検討を重ねた結果、町の重要施策の一つとして「水道インフラ整備」への出資ということで、国の繰出基準に沿った費用について出資をして頂けるという約束をしてまいりました。今回の計画しているほとんどの事業が出資の対象となりますので、30%から20%へ値上げを低減した額の補填として活用します。

(質疑) 審議会メンバーの開示の必要性の有無は、法的に決まっているのでしょうか。

(回答) 町では今は、開示は行っていません。法的に必要か否か確認して、審議会委員に報告し、後日開示の有無について報告します。

(質疑) パブリックコメントでいろんな意見が出てくるかと思いますが、出てきた意見をどのようにまとめて反映していくのでしょうか。

(回答) 意見が出てきた場合は水道事務所で対応します。内容によりませんが、どのような意見があり、対応したかホームページなどで記載し、委員様がたにも報告させて頂くことになると思います。

5. 閉 会